

第36回

定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場所

東京都千代田区丸の内1-9-1
東京ステーションホテル
1F「鳳凰」

■決議事項

- 第1号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

議決権行使期限

平成30年6月27日（水曜日）午後6時まで

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	15
計算書類	17
監査報告書	19
株主総会参考書類	23



レック株式会社

証券コード 7874



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7874/>



(証券コード：7874)
平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目15番1号

レック株式会社

代表取締役社長 永 守 貴 樹

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年6月27日(水曜日)午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時(受付開始時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-9-1
東京ステーションホテル1F「鳳凰」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第36期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続の件


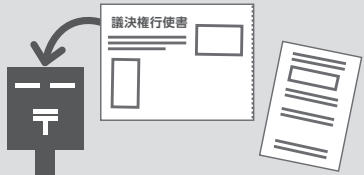

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.lecinc.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な事業所」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.lecinc.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告書の作成に際して監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告書の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

I. 議決権の行使方法について

<p>1 株主総会へ出席する場合</p>  <p>議決権行使書用紙を会場受付へ提出</p> <p>株主総会開催日時 2018年6月28日(木) 午前10時</p>	<p>2 議決権行使書を郵送する場合</p>  <p>各議案の賛否を表示のうえ投函※</p> <p>行使期限 2018年6月27日(水) 午後6時到着</p>	<p>3 インターネットによる議決権行使の場合 (パソコン、スマートフォンまたは携帯電話)</p>  <p>議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/ にて各議案の賛否を入力 【詳細は次ページをご参照ください】</p> <p>行使期限 2018年6月27日(水) 午後6時まで</p>
--	--	---

※議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

II. 重複して行使された議決権の取扱いについて

1. 議決権行使書または電磁的方法(インターネット等)により複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただくことにより実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。



議決権行使サイトへアクセス

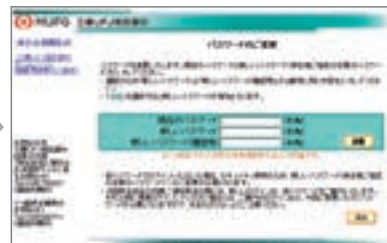
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



パスワードのご登録(ご変更)

- ④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力
- ⑤ 「送信」をクリック

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

■ インターネットによる議決権の行使についてのお問合せは、以下までお願い申し上げます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話：0120-173-027(通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策等を背景に緩やかな回復基調で推移しておりますが、海外経済・政策の不確実性や金融資本市場の変動等、先行き不透明な状況が続いております。

当グループの属する日用品業界におきましては、雇用情勢は改善しているものの、所得の伸びは緩やかである一方で消費者物価は上昇傾向にあり、実質所得が伸び悩んでいることや社会保障等将来に対する不安感等から消費者マインドは足踏み状況にあります。日用品等生活必需品に対する低価格・節約志向が依然として強い消費環境下、人件費や物流費をはじめとする諸費用は上昇傾向にあり、経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の中、当グループでは、コストパフォーマンスの高い製品や新規分野製品の開発に注力し、キャラクター製品、環境に優しい激落ちくんナチュラルクリーニングシリーズや激落ちくんカビシシリーズ等の新製品を発売し、TVCMをはじめとする積極的な広告宣伝や販売促進策を展開することにより、シェアの拡大及び新規顧客の獲得等に努めるとともに、物流対応力の強化、生産性の向上及び徹底的なコスト削減を推し進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は392億14百万円(前年同期比6.0%増)となり、営業利益は40億6百万円(前年同期比9.1%増)、経常利益は40億99百万円(前年同期比16.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は25億70百万円(前年同期比20.3%増)となりました。

事業の品目別の売上高の状況は、次のとおりであります。

品 目	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
	百万円	百万円	%
収納・インテリア用品	3,937	3,831	△2.7
サニタリー用品	6,299	6,674	+6.0
洗濯用品	2,663	2,742	+3.0
清掃用品	7,311	7,796	+6.6
キッチン用品	4,663	5,073	+8.8
ベビー・キッズ用品	5,421	5,528	+2.0
その他	6,687	7,567	+13.2
合 計	36,985	39,214	+6.0

② 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は総額22億60百万円であり、その主なものは新製品関係金型11億42百万円であります。

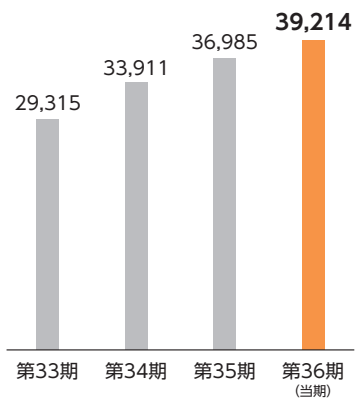
また、取引金融機関より長期借入金として100億円の資金調達を行いました。

③ 財産及び損益の状況の推移

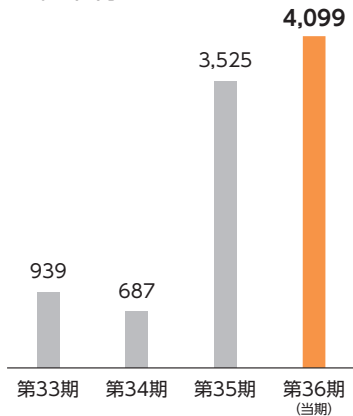
区 分	第 33 期 平成27年 3 月期	第 34 期 平成28年 3 月期	第 35 期 平成29年 3 月期	第36期(当期) 平成30年 3 月期
売 上 高 (百万円)	29,315	33,911	36,985	39,214
経 常 利 益 (百万円)	939	687	3,525	4,099
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	254	598	2,137	2,570
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	14.45	34.00	121.43	146.03
総 資 産 (百万円)	32,642	33,901	37,246	50,408
純 資 産 (百万円)	22,731	22,695	24,615	27,386
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,287.14	1,283.96	1,380.44	1,519.01

- (注) 1 1株当たり当期純利益の計算については、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産の計算については、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
- 2 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 3 当社は、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

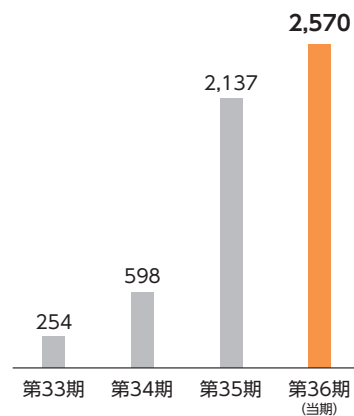
● 売上高 (百万円)



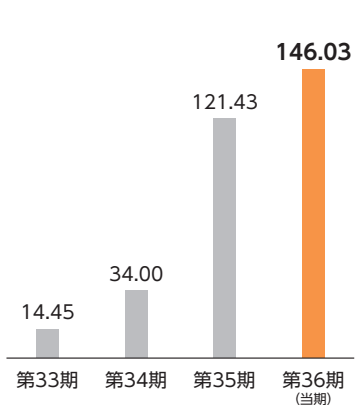
● 経常利益 (百万円)



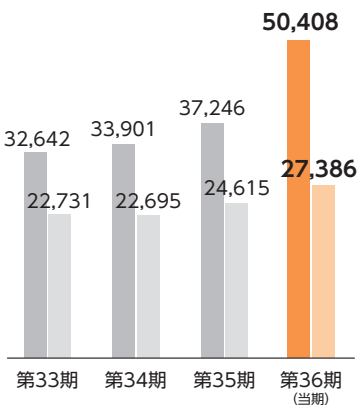
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



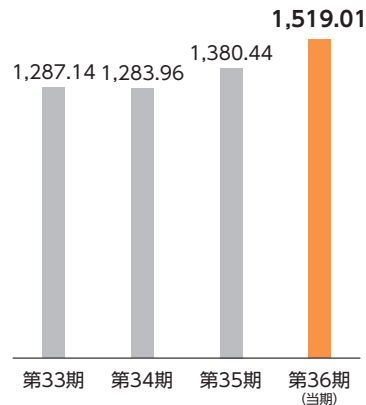
● 1株当たり当期純利益 (円)



● 総資産・純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



④ 対処すべき課題

当グループでは、経営環境の変化が激しい状況下において、その変化の予兆をタイムリーに捉え対応できるよう、製品の企画から販売・出荷に至る体制を再構築し、更なる業容の拡大に努めてまいります。

企画開発では、従来よりアイデア製品やキャラクター製品の企画開発に注力してまいりました。それに加え、資格や経験を有する人材を確保するとともに社内外の教育による多様な能力の向上を図り、既取扱アイテム以外の新規分野製品の企画開発にも積極的に取り組んでまいります。

販売では、紙製品や洗剤等の消耗品の比重が増している状況に応じ、組織を再編し最大の成果を上げられる営業体制を構築いたします。また、TVCM等による広告宣伝や販売国の状況に応じた販促活動等を積極的に展開し、国内市場における販売シェアの拡大及び海外における販売の増大にも努めてまいります。

生産では、業容の拡大に応じて国内外の協力工場と自社グループ工場の生産能力の強化に努めてまいりました。今後も既存品の生産数量の増加、加えて新規分野の製品を含めた取扱製品群の多様化が見込まれることから、製造技術・設備等の情報収集活動等を積極的に行い、あらゆる状況に迅速に対応できる生産体制の構築に努めてまいります。

また、当グループでは、顧客ニーズに応じて物流体制の整備も進めてまいりましたが、更なる出荷量の増加及び輸送コストの上昇に備え、省人化・省力化を進め効率的な物流体制を構築してまいります。

内部統制におきましては、権限あるいは業績評価等の社内管理体制を強化し、全てのステークホルダーから信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (間接保有含む)	主要な事業内容
上海駿河日用品有限公司	21,940千米ドル	100.0%	日用品の製造及び販売
麗固日用品(南通)有限公司	17,600千米ドル	100.0%	日用品の製造及び販売
寧波利克化工有限公司	56,850千人民元	100.0%	日用品の製造及び販売
プラマイゼロ(株)	100百万円	75.1%	日用家電・雑貨の製造及び販売

(注) 1 当社の連結子会社は14社であります。

2 上記4社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択しております。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑥ 主要な事業内容

当グループは、家庭用品、ギフト用品、企業向け販促品等の企画開発・製造・販売を行っております。

⑦ 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減(△は減)
715名	△13名

(注) 従業員数は就業人員数であります。

⑧ 主要な借入先

借入先	借入残高
	百万円
(株) 三菱東京UFJ銀行	5,030
(株) みずほ銀行	2,832
(株) 三井住友銀行	2,300
(株) 静岡岡銀	2,000
静岡県信用農業協同組合連合会	1,500
(株) 日本政策投資銀行	1,350
(株) 京都銀	1,070

(注) 1 平成30年3月末日現在の借入残高が、10億円以上の金融機関を記載しております。
2 (株)三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、業容拡大に必要な設備投資並びに新規事業開拓のための内部留保の充実を勘案したうえで、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としております。配当につきましては、連結配当性向20%を目処として剰余金の配当を行う方針であります。

当事業年度末配当金につきましては、この方針に基づき1株当たり16円50銭とすることを平成30年5月11日開催の取締役会で決定いたしました。既に実施済みの中間配当金1株当たり13円50銭と合わせて、年間配当金は1株当たり30円となりました。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 57,782,680株
- ② 発行済株式総数 19,082,670株 (自己株式960,794株を含む。)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 7,513名
- ⑤ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,415千株	13.33%
青 木 光 男	1,082千株	5.97%
永 守 貴 樹	1,000千株	5.51%
株 式 会 社 エ ス エ ヌ 興 産	1,000千株	5.51%
福 山 通 運 株 式 会 社	948千株	5.23%
渡 邊 憲 一	804千株	4.43%
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	721千株	3.98%
高 林 滋	600千株	3.31%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	510千株	2.81%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	483千株	2.66%

- (注) 1 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当社は、自己株式を960,794株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。自己株式には、株式給付信託の導入に伴い、信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式510千株を含めておりません。
- 3 平成29年5月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが平成29年5月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	1601 Cloverfield Blvd., Suite 5050N, Santa Monica, CA 90404, USA	2,246,500株	11.77%

- 4 平成29年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成29年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,088,000株	5.70%

3. 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
青木光男	代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)	上海駿河日用品有限公司董事長 麗固日用品(南通)有限公司董事長 寧波利克化工有限公司董事長 プラマイゼロ(株)代表取締役相談役 ライセンスインターナショナル(株)代表取締役社長
永守貴樹	代表取締役社長 最高執行責任者(COO)	
渡邊憲一	代表取締役副社長 副社長執行役員製造本部長	
青木勇	専務取締役 専務執行役員営業本部統括	
安倍正美	常務取締役 執行役員最高管理責任者(CAO) 兼 管 理 本 部 長	
小澤一壽	常務取締役 執行役員企画開発本部長	
熊澤隆夫	取 締 役	プラマイゼロ(株)代表取締役会長
増田英生	取 締 役 執行役員最高財務責任者(CFO) 兼 経 理 部 長	
小澤輝久男	取 締 役 執行役員海外室長	
浅野俊之	取 締 役 執行役員業務監査責任者	
箕作新次郎	取締役(常勤監査等委員)	
清水敏允	取締役(監査等委員)	
瀬口宇晴	取締役(監査等委員)	
永野紀吉	取締役(監査等委員)	信越化学工業(株)社外監査役 (株)SBI証券社外取締役
野末寿一	取締役(監査等委員)	(株)ミスミグループ本社社外監査役 静岡ガス(株)社外取締役

- (注) 1 取締役清水敏允、瀬口宇晴、永野紀吉及び野末寿一は、社外取締役であります。
- 2 取締役清水敏允、瀬口宇晴、永野紀吉及び野末寿一を、(株)東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届け出ております。
- 3 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、会計監査人及び内部監査室等との連携により臨機応変かつ高度な情報収集を可能とすべく、箕作新次郎を常勤の監査等委員に選任しております。
- 4 平成30年3月31日をもって、取締役(代表取締役副社長執行役員製造本部長) 渡邊憲一氏は、辞任により退任いたしました。
- 5 代表取締役会長青木光男は、事業年度末日後の平成30年4月1日付でプラスワン(株)の代表取締役社長に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、各社外取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で当該責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任の限度額は、金1百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役(監査等委員を除く)	10名	455百万円	
(うち社外取締役)	(一)	(一)	
取締役(監査等委員)	5名	33百万円	
(うち社外取締役)	(4名)	(20百万円)	
計	15名	489百万円	

- (注) 1 取締役(監査等委員を除く)の年間報酬額は第33回定時株主総会決議により5億円以内となっており、取締役(監査等委員)の年間報酬額は第33回定時株主総会決議により1億円以内となっております。
- 2 上記取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額20百万円及びストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額171百万円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)永野紀吉は、信越化学工業(株)の社外監査役及び(株)SBI証券の社外取締役を兼務しておりますが、当社と両社との間には特別な関係はありません。

社外取締役(監査等委員)野末寿一は、(株)ミスミグループ本社の社外監査役及び静岡ガス(株)の社外取締役を兼務しておりますが、当社と両社との間には特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員)	清 水 敏 允	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会5回全てに出席し、経営学者としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	瀬 口 宇 晴	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会5回全てに出席し、デザイナーとしての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	永 野 紀 吉	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査等委員会5回全てに出席し、主に経営管理の観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	野 末 寿 一	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会5回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	4名	20百万円	一百万円

4. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき故意または重大な過失があった場合を除き、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

③ 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額	40百万円
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(上記(1)を含む)	41百万円

- (注) 1 監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査報酬と「金融商品取引法」に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはそれらの合計額を記載しております。
- 3 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、人事制度の運用定着化に向けたアドバイザリーサービスを委託し対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	36,901	流 動 負 債	5,660
現金及び預金	22,591	支払手形及び買掛金	1,139
受取手形及び売掛金	6,501	短期借入金	132
商品及び製品	4,774	1年内返済予定の長期借入金	1,505
仕掛品	388	リース債務	42
原材料及び貯蔵品	1,431	未払法人税等	979
繰延税金資産	474	賞与引当金	408
その他の	754	役員賞与引当金	20
貸倒引当金	△15	その他の	1,431
固 定 資 産	13,506	固 定 負 債	17,360
有 形 固 定 資 産	8,789	長期借入金	15,450
建物及び構築物	3,536	リース債務	646
機械装置及び運搬具	1,438	繰延税金負債	455
土地	2,292	株式給付引当金	120
リース資産	619	退職給付に係る負債	370
建設仮勘定	195	資産除去債務	35
その他の	707	その他の	282
無 形 固 定 資 産	365	負 債 合 計	23,021
のれん	140	(純 資 産 の 部)	
その他の	224	株 主 資 本	24,385
投 資 そ の 他 の 資 産	4,351	資本金	5,491
投資有価証券	3,604	資本剰余金	7,033
その他の	747	利益剰余金	12,897
貸倒引当金	△0	自己株式	△1,036
		その他の包括利益累計額	2,366
		その他有価証券評価差額金	1,615
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	761
		退職給付に係る調整累計額	△9
		新株予約権	345
		非支配株主持分	289
		純 資 産 合 計	27,386
資 産 合 計	50,408	負 債 純 資 産 合 計	50,408

連結損益計算書 (自 平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,214
売上原価		25,598
売上総利益		13,616
販売費及び一般管理費		9,609
営業利益		4,006
営業外収入		
受取利息	4	
受取配当金	48	
為替差益	29	
業務受託料	47	
その他	90	221
営業外費用		
支払利息	72	
デリバティブ評価損	42	
その他	14	128
経常利益		4,099
為替換算調整勘定取崩益	46	46
特別損失		
減損損	321	
固定資産除却損	47	368
税金等調整前当期純利益		3,777
法人税、住民税及び事業税	1,184	
法人税等調整額	△121	1,062
当期純利益		2,714
非支配株主に帰属する当期純利益		144
親会社株主に帰属する当期純利益		2,570

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,074	流動負債	4,723
現金及び預金	20,662	買掛金	637
受取手形	70	1年内返済予定の長期借入金	1,500
電子記録債権	1,202	リース債務	41
売掛金	4,576	未払金	1,055
商品及び製品	3,976	未払法人税等	950
仕掛品	247	預り金	25
原材料及び貯蔵品	1,271	賞与引当金	400
前払費用	107	役員賞与引当金	20
繰延税金資産	472	その他の	92
その引当金	500	固定負債	17,351
貸倒引当金	△12	長期借入金	15,450
固定資産	14,962	リース債務	646
有形固定資産	7,827	退職給付引当金	356
建物	2,814	株式給付引当金	120
構築物	79	資産除去債務	35
機械及び装置	980	その他	743
車両運搬具	93	負債合計	22,075
工具、器具及び備品	637	(純資産の部)	
土地	2,292	株主資本	24,001
リース資産	618	資本金	5,491
建設仮勘定	312	資本剰余金	7,023
無形固定資産	205	資本準備金	6,949
ソフトウェア	134	その他資本剰余金	74
その他	71	利益剰余金	12,522
投資その他の資産	6,928	利益準備金	193
投資有価証券	3,580	その他利益剰余金	12,328
関係会社株式	326	固定資産圧縮積立金	65
関係会社出資金	2,337	別途積立金	6,205
関係会社長期貸付金	263	繰越利益剰余金	6,057
その他の	852	自己株式	△1,036
貸倒引当金	△432	評価・換算差額等	1,614
		その他有価証券評価差額金	1,615
		繰延ヘッジ損益	△1
		新株予約権	345
		純資産合計	25,961
資産合計	48,037	負債純資産合計	48,037

損益計算書 (自 平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売		上	高		36,215
売		上	価		23,980
売		総	益		12,234
販	費	び	費		8,505
営	業	一	益		3,729
営	業	外	収		
受	取	利	息	5	
受	取	配	当	48	
業	務	受	託	25	
為	替	差	益	71	
そ		の	他	39	190
営	業	外	費		
支	払	利	息	70	
デ	リ	バ	テ	42	
ソ		ィ	ブ	9	122
		の	他		
経	常	利	益		3,797
特	別	損	失		
関	係	会	社	491	
貸	倒	引	当	452	
そ		の	他	37	982
税	引	前	当		2,815
法	人	税、	住		
法	人	税	民	1,110	
		税	等	△121	989
		等	調		
当	期	純	利		1,825
		利	益		

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

レック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津良明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レック株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

レック株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レック株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月31日

レック株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 箕作新次郎 ㊟

監査等委員 清水敏允 ㊟

監査等委員 瀬口宇晴 ㊟

監査等委員 永野紀吉 ㊟

監査等委員 野末寿一 ㊟

(注) 監査等委員清水敏允、瀬口宇晴、永野紀吉及び野末寿一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役以外の取締役全員(9名)は任期満了となりますので、監査等委員である取締役以外の取締役8名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役以外の取締役の候補者は次のとおりであります。



生年月日

昭和24年9月22日生

所有する当社株式の数

1,082,566株

1 あおき みつお
青木 光男

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和47年4月 ジェーアイシー(株)入社
- 昭和58年3月 当社設立 代表取締役社長
- 平成15年9月 旧レック(株)代表取締役社長
- 平成20年11月 レックインターナショナル(株)(現ライセンスインターナショナル(株))代表取締役社長 (現任)
- 平成21年6月 上海駿河日用品有限公司董事長 (現任)
- 平成21年6月 当社取締役
- 平成21年10月 当社代表取締役社長
- 平成22年6月 麗固日用品(南通)有限公司董事長 (現任)
- 平成24年1月 寧波利克化工有限公司董事長 (現任)
- 平成25年6月 当社代表取締役会長最高経営責任者(CEO) (現任)
- 平成29年6月 プラマイゼロ(株)代表取締役相談役 (現任)
- 平成30年4月 プラスワン(株)代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、代表取締役会長最高経営責任者(CEO)として様々な企業経営者との積極的な交流を深め、業容拡大の推進役を担っております。また、営業・新製品開発分野を始め当社の様々な部門に精通し強いリーダーシップを発揮してまいりました。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。



生年月日

昭和46年8月21日生

所有する当社株式の数

1,000,000株

2 ながもり たかき 永守 貴樹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 7 年 4 月 (株)東海銀行入行
 平成 16 年 12 月 (株)U F J 銀行ニューヨーク支店調査役
 平成 20 年 11 月 (株)三菱東京U F J 銀行人事部調査役
 平成 22 年 6 月 同法人決済ビジネス部長
 平成 24 年 11 月 当社入社 常務執行役員
 平成 25 年 6 月 当社代表取締役社長最高執行責任者(COO) (現任)

取締役候補者とした理由

金融業界にて蓄積した深い経験と知識及び人脈を生かし、平成25年6月より代表取締役社長最高執行責任者(COO)としてリーダーシップを発揮しております。特に海外への販路開拓に著しい成果をあげており、今後の当社の発展への道筋を切り開いております。これらの経験や実績をもとに引続き取締役会の意思決定を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。



生年月日

昭和29年7月8日生

所有する当社株式の数

380,000株

3 あおき いさむ 青木 勇

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 56 年 11 月 バニヤンインポート(株)入社
 昭和 58 年 3 月 当社設立 取締役
 平成 7 年 8 月 当社取締役営業第二部長
 平成 11 年 10 月 当社取締役営業本部営業部長
 平成 16 年 6 月 当社常務取締役
 平成 18 年 6 月 当社専務取締役営業本部長
 平成 25 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長
 平成 27 年 6 月 当社専務取締役専務執行役員営業第 2 本部長
 平成 29 年 6 月 当社専務取締役専務執行役員営業本部統括 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で営業部門を統括し、豊富な経験と実績を有しております。平成29年6月より専務取締役専務執行役員営業本部統括として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。



生年月日

昭和28年3月25日生

所有する当社株式の数

44,200株

4 あべ まさみ 安倍 正美

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年6月 (株)ビック東海常務取締役
平成3年4月 当社入社
平成6年11月 当社取締役経営企画室長
平成7年4月 当社取締役管理部長
平成11年10月 当社取締役管理本部長
平成18年6月 当社常務取締役管理本部長
平成25年6月 当社常務取締役執行役員最高管理責任者(CAO)兼管理本部長
(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で人事及び情報システム部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成25年6月より常務取締役執行役員最高管理責任者(CAO)兼管理本部長として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。



生年月日

昭和31年1月18日生

所有する当社株式の数

112,600株

5 おざわ かずとし 小澤 一壽

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年8月 (株)駿河中央研究所(現フレンド(株))入社
平成3年9月 当社入社 企画部長
平成6年11月 当社取締役企画部長
平成11年10月 当社取締役企画本部長
平成18年6月 当社常務取締役企画本部長
平成21年10月 当社常務取締役開発本部長
平成25年6月 当社常務取締役執行役員開発本部長
平成28年8月 当社常務取締役執行役員企画開発本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で研究開発部門を統括し、新製品開発分野における豊富な経験と実績を有しております。平成28年8月より常務取締役執行役員企画開発本部長として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。



生年月日

昭和25年10月6日生

所有する当社株式の数

10,000株

6 くまざわ たかお 熊澤 隆夫

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年6月 (株)静岡銀行事務統括部本店業務センター センター長
 平成14年6月 (財)静岡銀行協会 事務局長
 平成15年6月 当社入社 取締役
 平成16年6月 当社常務取締役
 平成22年6月 当社監査役
 平成24年6月 当社常務取締役
 平成29年6月 当社取締役(現任)
 プライメイゼロ(株)代表取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

金融業界に長く在職した経験から、財務及び会計に関する深い知見を有し、経営企画、事業開発等に実力を発揮してまいりました。平成24年6月より連結子会社のプライメイゼロ(株)の代表取締役社長として平成29年6月からは代表取締役会長として業績向上に寄与いたしました。今後も引続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。



生年月日

昭和40年3月22日生

所有する当社株式の数

4,000株

7 ますだ ひでお 増田 英生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年4月 スター精密(株)入社
 平成9年4月 当社入社
 平成12年1月 当社経理部長
 平成18年6月 当社取締役経理部長
 平成20年7月 当社取締役最高財務責任者兼経理部長
 平成25年6月 当社取締役執行役員最高財務責任者(CFO)兼経理部長(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で経理及び財務部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成25年6月より取締役執行役員最高財務責任者(CFO)兼経理部長として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。



生年月日

昭和33年7月22日生

所有する当社株式の数

30,000株

8 おざわ きくお 小澤 輝久男

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年9月 東海澱粉(株)入社
平成3年2月 当社入社
平成11年4月 当社海外事業部長
平成12年6月 当社取締役製造本部海外事業部長
平成15年6月 当社監査役
平成20年6月 当社取締役
平成25年6月 当社取締役執行役員海外室長（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で海外事業分野に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成25年6月より取締役執行役員海外室長として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

- (注) 1 取締役候補者青木光男氏は、プラマイゼロ(株)の代表取締役相談役を、取締役候補者熊澤隆夫氏は、代表取締役会長をそれぞれ兼務し、当社は同社との間に製品売買等の取引関係があり、債務保証を行っております。
- 2 取締役候補者青木光男氏は、ライセンスインターナショナル(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に商標権等の使用許諾等の取引関係があり、資金貸付を行っております。
- 3 取締役候補者青木光男氏は、プラスワン(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に製品売買等の取引関係があります。
- 4 その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 5 所有する当社株式の数は、平成30年3月31日現在のものです。
- 6 連結子会社であったレック(株)(表中、旧レック(株)という。)は平成21年10月1日付で当社に吸収合併されました。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である箕作新次郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



あさの としゆき

浅野 俊之

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 (株)ホンマチ入社
昭和58年4月 当社入社
平成16年2月 当社営業本部長
平成16年6月 当社取締役営業本部長
平成18年6月 当社取締役
平成20年6月 当社監査役
平成22年6月 当社取締役
平成25年6月 当社取締役執行役員業務監査責任者（現任）

生年月日

昭和31年4月25日生

所有する当社株式の数

84,000株

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で営業部門や管理部門等の幅広い分野に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成25年6月より取締役執行役員業務監査責任者として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 所有する当社株式の数は、平成30年3月31日現在のものです。
3 浅野俊之氏は、本総会終結の時をもって、当社監査等委員である取締役以外の取締役を退任いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件

現在の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の当社第33回定時株主総会において、年額500百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、監査等委員である取締役以外の取締役8名の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2,000百万円以内とさせていただきたく存じます。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続の件

当社は、平成27年6月26日開催の当社定時株主総会にて「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「本対応方針」といいます。)につき株主の皆様のご承認をいただきましたが、本対応方針の期限は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上といった観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討をしてまいりました。その結果、本対応方針を一部修正したうえで、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続することを平成30年5月11日開催の取締役会において決定しましたのでご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対応方針の継続を決定した取締役会には、社外取締役4名を含む当社監査等委員である取締役5名全員が出席し、本対応方針は当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

本対応方針の主要な変更点は、次のとおりであります。

- ①買付者等から提供された情報について、当社取締役会が追加情報を求める場合の期間に上限(60日)を設定いたしました。
- ②非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として現金の交付は行わない旨を明記いたしました。
- ③その他、本対応方針がよりわかりやすいものとなるよう字句の整備、表現等の変更を行いました。

本対応方針の内容は、次のとおりであります。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様様の決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は創業以来、「お客様が感動する製品を一生懸命開発する」という経営理念のもと、市場ニーズ・トレンドを的確にキャッチアップし、さらに低価格で生産し値頃感のある価格にて提供することにより「便利で安くて美しい製品」を生み出して参りました。

このような高付加価値を追求する経営理念に基づく経営努力によって、当社は特許権・実用新案権・商標権・意匠権等多くの工業所有権を獲得しております。

また、当社は現在10,000アイテムに及ぶ多数の製品を世の中に送り出しておりますが、日用品業界も、色・デザイン等のトレンド及び季節感を反映した製品の比重が益々高まっており、業容の拡大のためには質量とも優れた新製品を、時機を逸することなく発売し続けていかなければなりません。

当社グループでは、冒頭で述べたとおり市場のニーズ・トレンドを的確にキャッチアップし、さらに値頃感のある価格で提供することによりお客様が感動する製品を企画開発すべく努力して参りましたが、消費者の時期的な要求にも柔軟に対応できるよう企画段階から新製品の市場投入までの期間の短縮、社員各自の能力強化を図るとともに、他部門とのコミュニケーションを緊密にすることにより、企画開発期間の効率化を図る必要があります。

また当社グループはファブレスメーカーとして、多くの優秀な外注工場の協力の下、業容を拡大して参りましたが、今後は製品化までの期間短縮とともに、更なるコストダウンを図る必要があります。

加えて、平成21年以降自社工場の建設等生産設備の増強に注力してきたことから、多品少量の顧客ニーズに対応するとともに効率的な生産体制の確立を図ることも重要です。

このように当社の事業は、社員の約30%が所属する企画開発部門を中心に、製造部門・営業部門・管理部門が一体となった社内体制及び協力工場を始めとする多くの取引先、顧客等のステークホルダーの皆様との間に築かれた信頼関係があつてこそ遂行できるものであり、また中長期的視点に立った安定経営を行うことができ、より一層の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上が実現できるものと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社はいかなる経営環境にあつても、経営理念の実現に向けて永続的に発展できる企業を目指しており、そのために経営環境の変化に対応した最も効率的な経営管理体制を常に模索しております。

また、当社は企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、コーポレート・ガバナンス強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンス体制については、経営の意思決定機関として「取締役会」と「経営会議」の2つの機関がありますが、法令遵守の観点から取締役各々がコーポレート・ガバナンスへの理解を深め、検証・牽制機能が高まるように努めております。加えて、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化の観点から、当社は、経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能の強化を図り、また、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、平成27年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員である取締役5名のうち4名は、当社と利害関係のない社外から選任して独立性を確保し、牽制機能をより一層充実させております。その他のコーポレート・ガバナンス体制強化の取組みとして、内部監査室を中心として法令遵守のさらなる強化と業務の厳正化に努めております。

さらに、株主の皆様に対しましては、市場によるチェック機能といった観点を含め、経営情報の適時開示に努め、経営の透明性を高めて参ります。

3. 本対応方針の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本対応方針を継続することといたしました。

本対応方針は、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応方針においては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、第三者委員会規程(その概要については別紙1をご参照下さい。)に従い、当社社外取締役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会(以下、「第三者委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本対応方針継続時における第三者委員会には、別紙2に記載の3氏により構成される予定です。

なお、平成30年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本対応方針の内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本対応方針に係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本対応方針は以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本対応方針に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(iii)買付者等が提案する大規模買付け等の概要(買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を、日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト(以下、「当初情報リスト」といいます。)を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間(以下、「情報提供期間」といいます。)の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討(下記④)を行うものとします。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i)買付者等及びそのグループ(共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (ii)大規模買付け等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。)
- (iii)大規模買付け等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv)大規模買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v)大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を第三者委員会に提供し、第三者委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(i)対価を現金(円価)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

但し、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会及び第三者委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する第三者委員会の勧告

第三者委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、第三者委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるとします。なお、第三者委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i)買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しない場合

第三者委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii)買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合

第三者委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本対応方針に規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付行為が別紙4に掲げるいずれかの類型に該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしめます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び第三者委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとしめます。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本対応方針に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとしめます。

(2) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で第三者委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本対応方針の内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本対応方針が廃止又は本対応方針の内容について、当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応方針は、上記3. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記4. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の継続に当たり、引き続き、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として第三者委員会を設置します。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ第三者委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記4.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載の通り、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、また、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応方針がその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

■ ■ ■

なお、上記4. (1)に記載の通り、買付者等が本対応方針を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 第三者委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、第三者委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 第三者委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該第三者委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 第三者委員会は、当社代表取締役又は各第三者委員会委員が招集する。
5. 第三者委員会の議長は、各第三者委員会委員の互選により選定される。
6. 第三者委員会の決議は、原則として、第三者委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、第三者委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該第三者委員会委員を除く第三者委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 第三者委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本対応方針に係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本対応方針の廃止及び変更
 - (4)その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に第三者委員会に諮問する事項各第三者委員会委員は、第三者委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 第三者委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、第三者委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 第三者委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

第三者委員会委員の略歴(五十音順)

嶋田 晃 (しまだ あきら)		
昭和47年	4月	神奈川ダイハツ販売(株)入社
昭和58年	3月	当社監査役
平成3年	4月	横須賀市議会議員
平成14年	3月	当社監査役
平成24年	3月	横須賀市選挙管理委員会委員長職務代理
平成24年	10月	特定非営利活動法人やすらぎ理事長(現任)
清水 敏允 (しみず としよし)		
平成15年	4月	神奈川大学名誉教授
平成15年	6月	当社監査役
平成27年	6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
瀬口 宇晴 (せぐち うはる)		
昭和52年	4月	商工美術(株)入社
昭和56年	8月	(有)アートビジネス入社
平成10年	12月	(株)ユーダッシュ設立代表取締役社長(現任)
平成21年	6月	当社監査役
平成27年	6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

※上記3氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

平成30年3月31日現在

	株主名	持株数	持株比率
1	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2,415千株	13.33%
2	青木光男	1,082千株	5.97%
3	永守貴樹	1,000千株	5.51%
4	(株)エスエヌ興産	1,000千株	5.51%
5	福山通運(株)	948千株	5.23%
6	渡邊憲一	804千株	4.43%
7	GOLDMAN, SACHS & CO. REG	721千株	3.98%
8	高林滋	600千株	3.31%
9	資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口)	510千株	2.81%
10	THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	483千株	2.66%
	計	9,566千株	52.78%

- (注) 1 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当社は、自己株式を960,794株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。自己株式には、株式給付信託の導入に伴い、信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式510千株を含めておりません。
- 3 平成29年5月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが平成29年5月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	1601 Cloverfield Blvd., Suite 5050N, Santa Monica, CA 90404, USA	2,246,500株	11.77%

- 4 平成29年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成29年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,088,000株	5.70%

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。))は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、非適格者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

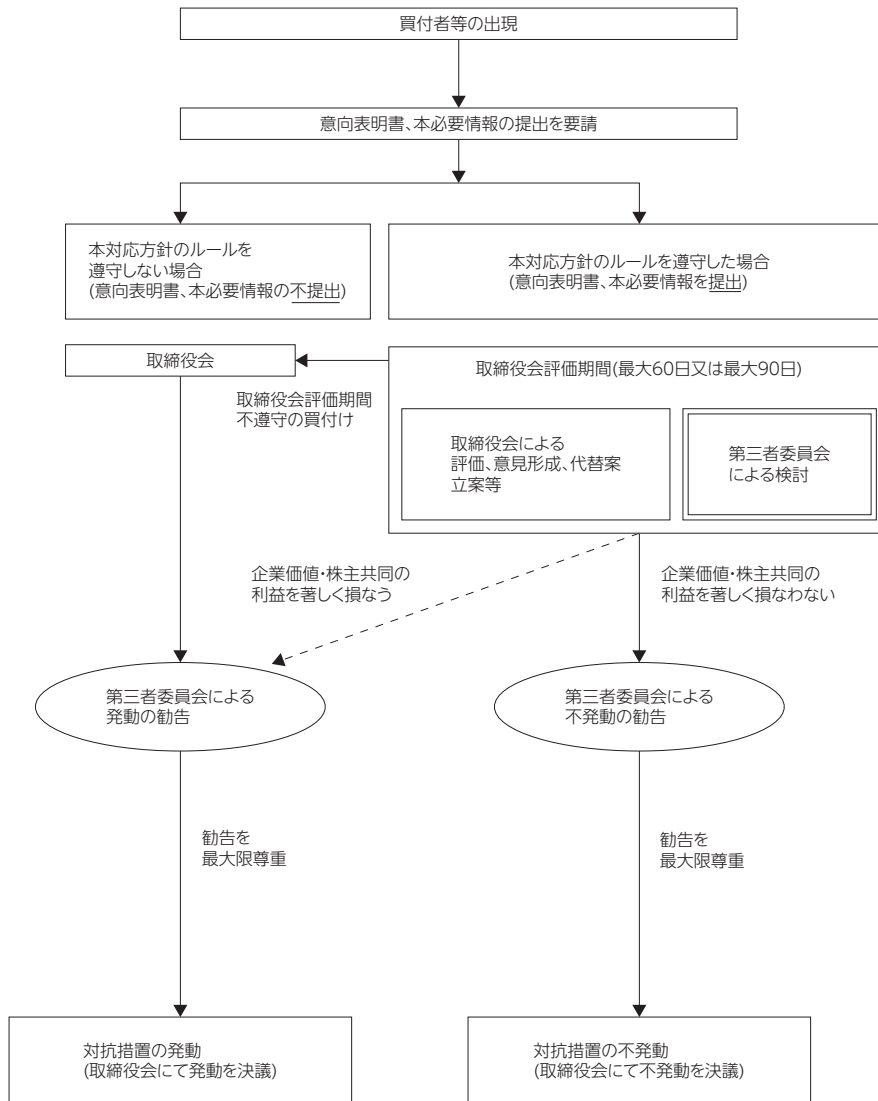
以上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。))に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

本対応方針の手続きに関するフロー図



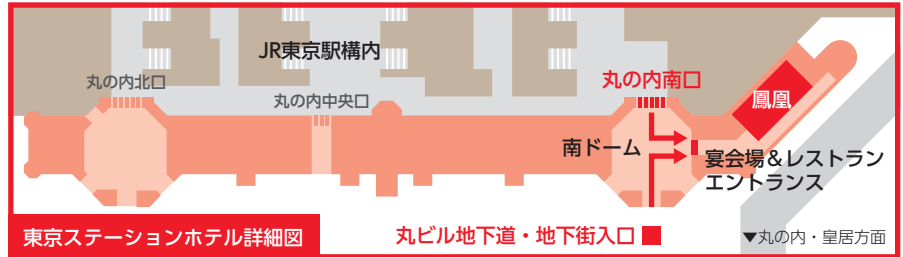
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内1-9-1
東京ステーションホテル
1F「鳳凰」

電話：03-5220-1113



交通

○ JR 「東京駅」 丸の内南口直結・新幹線中央乗換口より徒歩約3分

○ 東京メトロ丸ノ内線 「東京駅」 より徒歩約3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

レック株式会社

(本総会に関するお問い合わせ先) 03-5847-0600 (会社代表)

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。